

柔道整復師(整骨院・接骨院)のかかり方

健康保険の対象となる場合

- 急性などの外傷性の骨折
- 急性などの外傷性の脱臼
- 急性などの外傷性の打撲
- 急性などの外傷性の捻挫
- 急性などの外傷性の挫創
- 急性などの外傷性の肉離れ

※医師の同意が必要



※交通事故など第三者行為に該当するときは健保にご連絡ください。

健康保険の対象とならない場合



- 肩こり
- 神経痛
- 五十肩
- ヘルニア
- 慢性病
- 症状の改善が見られない長期療養
- 医師の同意がない骨折や脱臼の治療交通事故後遺症
- 筋肉疲労
- リウマチ
- 関節炎
- コリ
- 原因不明の痛み
- 工作中や通通勤途上に負った負傷

負傷の原因を正しく伝えましょう。

『療養費支給申請書』の内容をよく確認してから
委任欄にサインしましょう。

白紙にサインをしたり印鑑を渡すのは絶対に
やめましょう。



上記の場合に『健康保険が使える』と説明を受けて受診されても、その治療費の全額または一部を自己負担していただくことがあります。

その場合、後日施術した整骨院/接骨院又は健康保険組合から請求させていただくことになります。

当組合に届いた『療養費支給申請書』の内容確認をした時点で、適正な支払いのために調査が必要と判断される場合は、文書にて被保険者宛に照会することがありますので、ご自身で回答書にご記入ください。